

# 令和7年4月1日時点で 工事中の盛土等は届出が必要となります



- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。
- 大津市では、盛土規制法の運用を令和7年4月1日から開始する予定です。
- 令和7年4月1日時点で工事中の盛土等については、**令和7年4月1日（火）～令和7年4月22日（火）**の期間に、盛土等に関する届出（法第21条第1項、法第40条第1項）の提出が必要となります。
- 下記の届出対象規模の工事を行っている場合は、大津市都市計画部開発調整課へ、**届出**をお願いします。（なお、届出された内容は本市ホームページで公表します。）

## 届出対象となる盛土等

旧法に基づく宅造規制区域	宅造又は開発許可の取得状況	区域指定時の工事着手状況	令和7年4月1日盛土規制法運用開始
内	なし	着手済	<p>宅造法規制区域内 → 盛土規制法規制区域内</p> <p>（例）農地造成、森林造成等及び土石の堆積等で規模以上のもの</p>
		着手済	<p>宅造法規制区域外 → 盛土規制法規制区域内</p> <p>（例）宅地造成、農地造成、森林造成等及び土石の堆積等で規模以上のもの</p>
外	開発許可	着手済	<p>許可申請 → 開発許可 → 工事着手 → 届出 → 完了検査</p>
	なし	着手済	<p>宅造法規制区域外 → 盛土規制法規制区域内</p>

## 届出対象となる工事の規模

	赤文字 届出対象	青文字 届出対象（添付資料に地形図、土地の平面図が必要）
土地の形質の変更（盛土・切土）	① 盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖を生ずるもの 	② 切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの 
	③ 盛土と切土を同時に行い高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの（①、②を除く） 	④ 盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの（①、③を除く） <p>（崖を生じないもの）</p>
土石の堆積	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの（①～④を除く） <p>（盛土又は切土の場合も含む）</p>	⑥ 最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの 
	⑦ 最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの 	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※詳細については、ホームページをご覧ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/035/1308/g/takuchi/zousei/55797.html>



## 提出書類について

(ア) **赤文字** の場合は、以下の1から4の提出が必要です。

(イ) **青文字** の場合は、以下の1から6の提出が必要です。

1	届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかで該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>● 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 (様式第15号)</li> <li>● 土石の堆積に関する工事の届出書 (様式第16号)</li> </ul> </li> </ul>
2	位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺 1/2500 程度</li> <li>縮尺、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。</li> <li>区域界を緑色で表示すること</li> <li>区域を黄色で着色すること</li> </ul>
3	届出地及びその周辺の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその周辺の状況を明らかにする写真</li> <li>区域界を緑色で表示すること</li> <li>撮影方向位置図を添付すること</li> </ul>
4	委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事主以外が届出をする場合に添付 (様式は任意)</li> <li>日付を記入し、朱印のものを添付すること</li> </ul>
5	現況平面図 [地形図]	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺 1/250 程度</li> <li>等高線は 2 m の標高差を示すものすること</li> <li>縮尺、方位及び土地の境界線を明示すること。</li> </ul>
6	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分を明示すること</li> <li>崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示すること</li> <li>植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載すること</li> </ul>
	土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること</li> <li>空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること</li> <li>堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること</li> </ul>
<p>※ 5, 6 の共通項目 : 区域界を緑色で表示すること。図面名、図番、作成日、作成者等を記入すること。</p>		